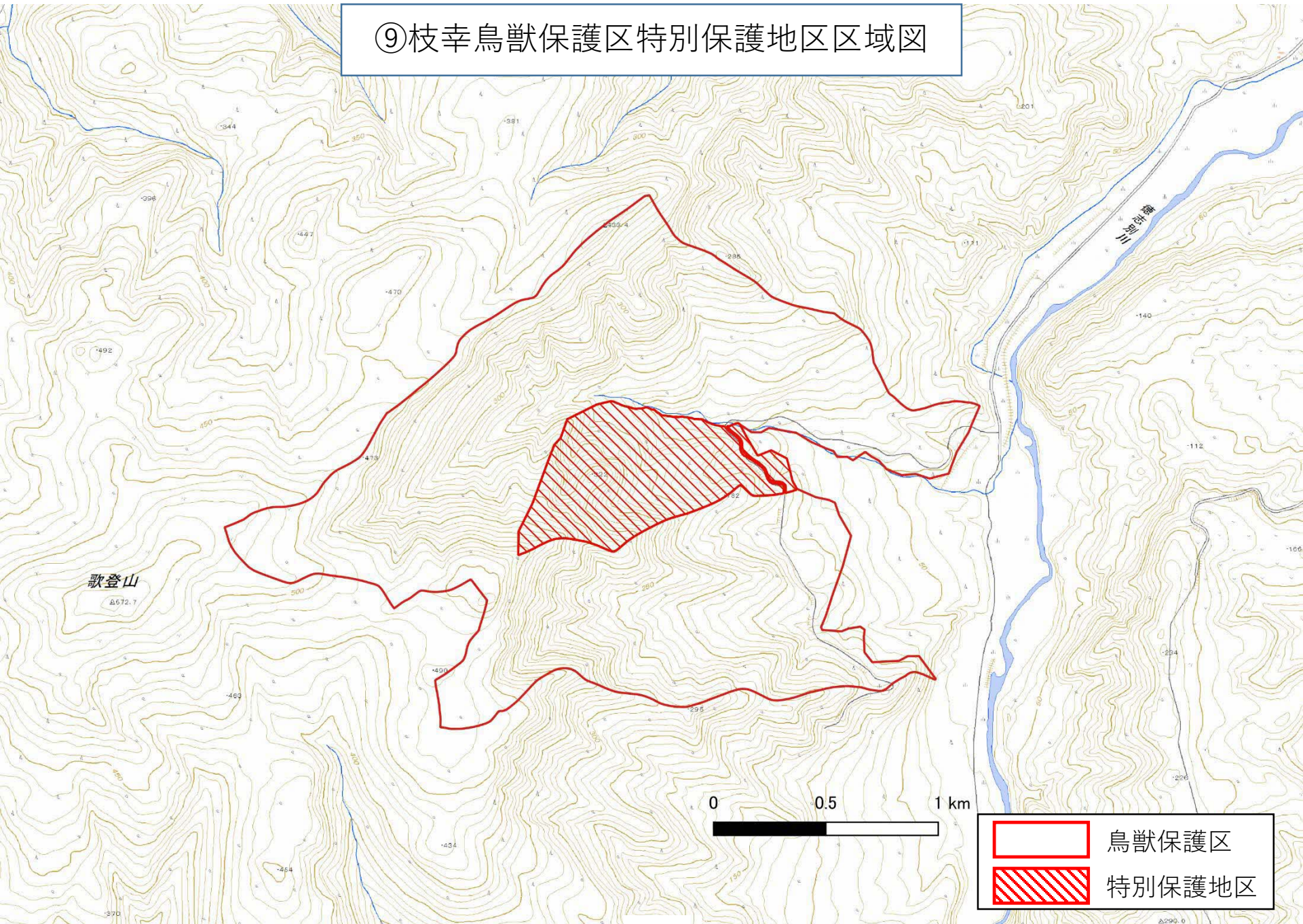


# ⑨枝幸鳥獸保護区特別保護地区区域図





# 枝幸鳥獣保護区 (特別保護地区)





道指定枝幸鳥獣保護区  
枝幸特別保護地区  
指定計画書（道案）

令和 5 年（2023 年） 7 月 4 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

枝幸鳥獣保護区枝幸特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

道指定枝幸鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署3157林班ろ、ホ小班の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023)10月1日から令和15年(2033年)9月30日まで(10年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

枝幸鳥獣保護区は、枝幸町市街地の中心から南方約12kmに位置しており、標高150mから約550mに及ぶ丘陵地で、その植生は、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹であり、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混在している天然性の針広混合林である。

また、このような自然環境を反映して、アカゲラやエゾライチョウ等の多くの森林性鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区に指定する地域は、トドロケ川及びその支流の上流部にあたり、標高も高く、急斜面に溪谷が形成され、キセキレイやミソサザイ、オオルリ等の生息に特に好適な環境となっている。オジロワシやオオワシといった希少な鳥類の生息も確認されている。

このことから、当該特別保護地区は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、枝幸鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に務める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 49 ha

### 内訳

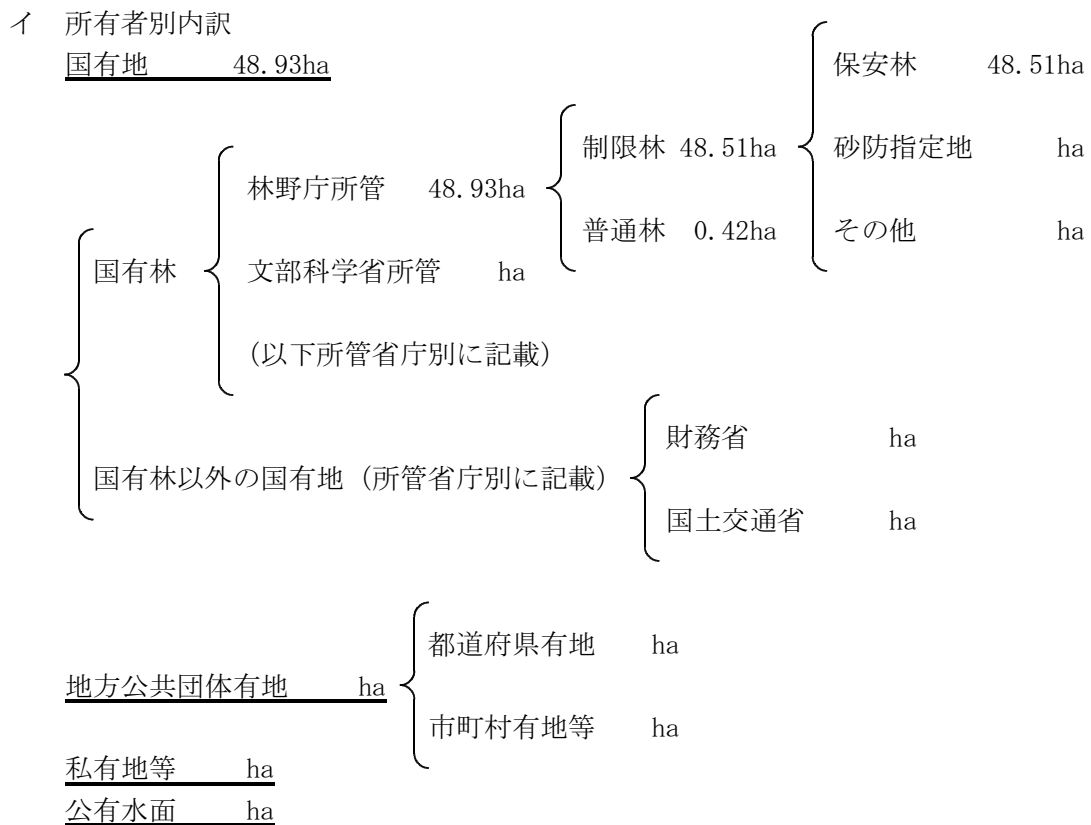
#### ア 形態別内訳

林 野 48.93ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法	48.51	水源かん養保安林	48.51

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

枝幸町市街地の中心から南方約12kmに位置。

イ 地形、地質等

標高150mから約550mに及ぶ丘陵地で、溪谷が形成され、トドロクケ川及びその支流の上流部にあたる。

ウ 植生の概要

大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹であり、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混在した天然性の針広混合林が広がる。

エ 動物相の概要

アカゲラ、ウグイス、エゾライチョウなど森林性の鳥獣が多数生息し、溪流沿いにはキセキレイやミソサザイ、オオルリ等の生息、オジロワシやオオワシなどの希少鳥類も確認されている。

- (2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R元年度	R2年度	R3年度	

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 10本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図及び林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）